

相続登記未了の不動産について相続人を所有者とする抵当権の実行としての競売の申立てがあつた場合の取扱いについて

昭和62年4月14日地方裁判所事務局長あて民事局第三課長通知

相続登記未了の不動産について抵当権者が相続人を所有者として抵当権の実行をするには、代位により相続登記を経由する必要がありますが、その代位登記申請の取扱いについて、法務省民事局第三課長から別紙第1のとおり通知がありました。

については、執行裁判所の手続においては、相続登記が未了のときでも競売の申立てを受理し、代位による相続登記がされている登記簿の謄本が提出されたときに競売開始決定をする取扱いが相当であると考えられます。

なお、東京地方裁判所民事第21部においては、標記の競売の申立てがあつた場合の取扱いについて、別紙第2の申合せがされているとのことでありますので、参考までにお知らせします。

(別紙第1)

法務省民三第1, 692号
昭和62年3月26日

最高裁判所事務総局民事局第三課長殿

法務省民事局第三課長

登記事務の取扱いについて(通知)

抵当権実行に基づく代位登記申請の取扱いについて、別紙(1)のとおり東京法務局長から照会があり、別紙(2)のとおり当局局長から回答がなされましたので、参考までに通知します。

別紙(1)

2不登1第1441号
昭和61年12月22日

法務省民事局長殿

東京法務局長 加藤晴明

抵当権実行に基づく代位登記申請の取扱いについて

(照会)

抵当権設定登記がある不動産の所有権登記名義人について相続が開始した後、当該抵当権の登記名義人が代位原因証書として当該抵当権の実行としての競売の申立を受理した旨の裁判所の証明書を添付の上、相続人に代位して相続登記を申請した場合には、これを受理して差し支えないものと考えますが、いかがでしょうか。

なお、差し支えないとした場合、その代位原因の表示は、「年月日設定の抵当権の実行による競売」の振り合いによるのが相当と考えますがいかがでしょうか。

別紙(2)

法務省民三第1, 024号
昭和62年3月10日

東京法務局長殿

法務省民事局長

抵当権実行に基づく代位登記申請の取扱いについて

(回答)

客年12月12日付け2不登1第1, 441号をもつて照会のあつた標記の件については、いずれも貴見のとおりと考える。

(別紙第2)

相続登記未了の不動産について相続人を所有者とする抵当権の実行としての競売の申立てがあつた場合の取扱いについて

(執務メモ)

東京地方裁判所民事第21部

相続登記未了の不動産について相続人を所有者とする抵当権の実行としての競売の申立てがあった場合には、次のとおり処理する。

- 1 相続登記が未了であつても、申立ては受理する。
- 2 申立人に別紙様式による証明申請をさせ、執行裁判所の裁判所書記官名で受理証明書を作成し、交付する。
- 3 その際、申立人から、速やかに代位による相続登記手続をし、その登記簿謄本を提出する旨の上申書を提出させる。
- 4 執行裁判所は、申立人が代位による相続登記がされている登記簿の謄本を提出したときに競売開始決定をする。
- 5 4の登記簿謄本の提出がないときは、民事執行法第181条第1項第3号の文書の提出がないものとして処理する。

別紙様式

証 明 申 請

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

別紙物件目録記載の不動産について、上記の当事者を執行当事者とする
不動産競売申立書が、昭和 年 月 日御庁において昭和 年
(ヶ) 第 号事件として受理されたことを証明してください。

昭和 年 月 日

債権者 印

東京地方裁判所民事第21部 御中

上記のとおり証明する。

昭和 年 月 日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官